

議第107号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 4月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第12条第1項の表の第1号」を「第12条第1項の表の第1号の第2欄」に、「第45条第1項の表の第1号」を「第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄」に改める。

第3条第1項中「が過疎地域」の右に「のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合または境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなつた地区以外の区域内」を加え、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成25年4月1日から適用する。